

税金の期限内納付にご協力を!!

収税課 ☎224-5686
☎226-2538

1 税金は市民生活を守るための貴重な財源です

皆さんからの税金は、子育てや福祉・医療などさまざまな施策の財源となっています。厳しい財政状況の中、自主財源である市税収入を確保することは、よりよい行政サービスの実現につながります。税金の期限内納付に引き続きご協力をお願いします。

2 納税が難しい場合は早めのご相談を

災害や盗難に遭った、生計を一にする親族が病気・負傷した、事業における著しい損失が出たなど、やむを得ないと認められる事情があるときは、分割納付や納税の猶予などの制度を利用できる場合があります。

* 分割納付中でも、督促状や催告書が届くことや、預貯金、勤務先からの給料、取引先への売掛金、年金等の財産調査を実施することがあります。

3 電話による未納のお知らせと納付のお願い

納期限を過ぎてでも納付が確認できない方に対し、職員または自動音声による電話催告を行っています(職員による電話催告の発信電話番号は、☎224-6249、☎224-5694、☎224-5691、☎224-5837のいずれか、自動音声による電話催告の発信電話番号は☎227-6723)。また、SMS(ショートメッセージサービス・発信番号=224-5691)では、主に催告書を送付したことをご案内します。

振り込め詐欺にご注意ください

この自動音声電話催告によって、特定の金融機関や口座番号への振り込みをお願いすること、ATMの操作を求めるようなこと、通帳やキャッシュカードを預けるようなことを指示することはありません。ご注意ください!



4 簡単・便利な納付方法

口座振替

納期限ごとに指定の口座から自動で納付できます。

* 指定の金融機関、市役所、市民センター等の窓口のほか、郵送でも手続きができます。



スマートフォン決済アプリ

納付書のバーコードまたはeL-QRをスマートフォン決済アプリで読み取ることにより納付できます。



利用できる
決済アプリ

* 窓口での支払いには利用できません。

クレジットカード、インターネットバンキング等

スマートフォンやパソコンから「地方税お支払サイト」にアクセスして、納付書のeL-QRを読み取ることにより、クレジットカード(別途手数料が必要)、インターネットバンキング等で納付できます。



地方税
お支払サイト

* 利用できるスマートフォン決済アプリや金融機関など、最新の情報については地方税お支払サイトでご確認ください。

* 口座振替や地方税お支払サイト、各種スマートフォン決済アプリで電子納付する場合、領収書が発行されません。領収書や納税証明書がすぐに必要な場合は、窓口納付をお願いします。

今後の納期限はこちら!

税目	納期限	10月	12月	来年1月		2月
		31日(木)	2日(月)	6日(月)	31日(金)	28日(金)
市民税・県民税・森林環境税	3期				4期	
固定資産税・都市計画税			3期			4期
国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料*、介護保険料*	4期		5期	6期	7期	8期

* 詳しくは、後期高齢者医療保険料=高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318、介護保険料=介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384にお尋ねください。